しまね国保連通信





島根県国民健康保険団体連合会

〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号 審査課(**問合先**) TEL 0852-21-2114 http://www.shimane-kokuho.or.jp

請求日程等

【診療報酬等明細書】

	5月	6 月			
診療月	電子請求	紙請求	電子請求		紙請求
	オンライン 磁気媒体		オンライン	磁気媒体	机间水
請求書提出締切日	6月10日(オ	7月10日(金)			
增減点等通知書送付予定日	7月3日(金	8月4日(火)			
支払通知書送付予定日	7月13日(月)	7月22日(水)	8月14日	日(金)	8月21日(金)
診療報酬等支払日	7月20日(月)	7月28日(火)	8月20日	日(木)	8月28日(金)

【出産育児一時金等関係】

提出月	6 月			7月		
	正常分娩	異常分娩	支払早期	正常分娩	異常分娩	支払早期
請求書提出締切日	6月10日(水) 6月25日(木)		7月10日(金)		7月27日(月)	
支払通知書送付予定日	6月19日(金)	7月13日(月)		7月20日(月)	8月14日(金)	
出産育児一時金等支払日	7月7日(火)	7月20	日(月)	8月7日(金)	8月20	日(木)

【特定健診等関係】

健診月	5	月	6月		
) 姓砂月	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体	
提出締切日	6月5日(金)	6月10日(水)	7月6日(月)	7月10日(金)	
返戻及び支払通知書送付予定日	7月10日(金)		8月12日 (水)		
特定健診等支払日	7月28日(火)		8月28日(金)		

- お願い -

診療報酬明細書等の提出については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、可能な限り郵送又は宅配によりご提出いただきますようお願いいたします。

審査委員会からの留意事項

歯科

抗生剤の算定について

サワシリン錠の算定については、適応病名をご確認ください。 なお、歯周基本治療のみでの算定はできません。

画像診断料の算定について

CT撮影等の画像診断の算定に際しては、適応病名をご確認ください。 また、必要に応じて、検査を要すると判断された理由等について、詳記いただきますようお願いします。

調剤

計量混合調剤加算について

2種類以上の薬剤(液剤、散剤若しくは顆粒剤又は軟・硬膏剤に限る。)を計量し、かつ混合した場合に算定できます。粉砕した錠剤と散剤等を混合した場合は算定できませんのでご留意ください。

1処方あたりの投与日数制限がある薬剤について

長期の旅行等の特殊の事情がある場合において、必要があると認められ投与日数制限を超えて投与した場合は、摘要欄にその理由をご記載ください。

令和2年度診療報酬等点数表改定にかかる 算定上の留意事項について

本改定に伴い、特に留意を要する項目を抜粋しましたので、算定要件等をご確認のうえご請求ください。

医科

超音波検査の算定について

- ①「断層撮影法」の「胸腹部」を算定する場合は、検査を行った領域について診療報酬明細書の摘要 欄に該当項目を記載する。
- ②複数領域の検査を行った場合は、その全てを記載する。
- ③力に該当する場合は、具体的な臓器又は領域を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

算定対象となる領域

- ア 消化器領域
- イ 腎・泌尿器領域
- ウ 女性生殖器領域
- エ 血管領域 (大動脈・大静脈等)
- オ 胸腔内・腹腔内の貯留物等
- カ その他



脈波図、心機図、ポリグラフ検査の算定について

閉塞性動脈硬化症は、「6」の血管伸展性検査(100点)により算定する。

救急医療管理加算の算定について

●救急医療管理加算 1

- ①救急医療管理加算(2)のアからケ(算定対象となる状態)までのいずれか該当するものを選択して記載する。
- ②(2)のイ、ウ、オ、カ(肝不全、腎不全又は重症糖尿病のものに限る。)又はキの状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標を記載し、(2)のカに該当する場合であって、肝不全、腎不全、重症糖尿病以外のものについては、具体的な状態を記載する。
- ③当該重症な状態に対して、入院後3日以内に実施した検査、画像診断、処置又は手術のうち主要なものを記載する。

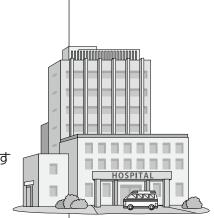
●救急医療管理加算 2

- ①救急医療管理加算(2)のアからケ(算定対象となる状態)までに準ずる状態又はコの状態のうち該当するものを選択して記載する。
- ②(2)のイ、ウ、オ、カ(肝不全、腎不全又は重症糖尿病のものに限る。)又はキの状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標を記載し、(2)のカに該当する場合であって、肝不全、腎不全、重症糖尿病以外のものについては、具体的な状態を記載する。
- ③ (2) のコに該当する場合はその医学的根拠を記載する。
- ④当該重症な状態に対して、入院後3日以内に実施した検査、画像診断、処置又は手術のうち主要なものを記載する。

しまね国保連通信

算定対象となる状態

- ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- イ 意識障害又は昏睡
- ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
- 工 急性薬物中毒
- オ ショック
- カ 重篤な代謝障害 (肝不全、腎不全、重症糖尿病等)
- キ 広範囲熱傷
- ク 外傷、破傷風等で重篤な状態
- ケ 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又は t-PA 療法を必要とする状態
- コ その他の重症な状態(加算2のみ)



診療情報提供料(Ⅲ)の算定について

- ①他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。
- ②妊娠している患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要性を認め、患者の同意を得て、 当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合は、月1回に限り算定する。

対象患者

- ア 地域包括診療加算等を届け出ている医療機関から紹介された患者
- イ 産科医療機関から紹介された妊娠している患者又は産科医療機関に紹介された妊娠している 患者
- ウ 地域包括診療加算等を届け出ている医療機関に紹介された患者

歯科

歯科疾患管理料の算定について

- 注1 1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等(以下この部において「患者等」という。)の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。なお、初診日の属する月に算定する場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 注12 初診日の属する月から起算して6月を超えて歯科疾患の管理及び療養上必要な指導を行った場合は、長期管理加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合120点ロイ以外の保険医療機関の場合100点

新製有床義歯管理料の算定について

「2 困難な場合」とは、特に咬合の回復が困難な患者に対する義歯管理を評価したものをいい、総義歯又は9歯以上の局部義歯を装着した場合をいう。



調剤

薬剤服用歴管理指導料の算定について

- ●再度の来局期間が「原則6月以内」から、「原則3月以内」に短縮。
- ●「オンライン服薬指導を行った場合 43点」の区分が追加。

対象者 【※ア、イの両方を満たす患者】

- ア オンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療により処方箋が交付された患者
- イ 原則3月以内に薬剤服用歴管理指導料「1」又は「2」を算定した患者

服用薬剤調剤支援料の算定について

●複数の医療機関を受診する患者の重複投薬の解消を推進する 観点から、「服用薬剤調剤支援料 2 100点」の区分が追加。

複数の医療機関より6種類以上の内服薬が処方されていた患者について、患者等の求めに応じて、当該患者の服用中の薬剤について一元的把握を行うとともに、重複投薬等のおそれがある場合には、重複投薬等の解消に係る提案を検討し、当該提案や服用薬剤の一覧を含む報告書を作成し、処方医に送付した場合に3月に1回に限り算定する。



お願い

資格確認連絡表について

「しまね国保連通信(令和元年5月号)」にてお知らせしましたとおり、資格確認連絡表は、資格情報の確認にご活用いただく目的で該当の医療機関等に送付しています。 <u>当連絡表に記載されているレセプトは返戻ではありません</u>ので、以下のとおりご対応ください。



- ●被保険者資格欄に「診療月における資格の得喪について確認してください。」と記載されている場合
 - ⇒被保険者に資格確認を行い、請求した保険者に誤りがある場合は、<u>当該レセプトを取下げし、</u> 正しく修正のうえ再請求してください。
- ●いずれかの項目に「*」が記載されている場合
 - ⇒「*」の記載がある項目については、修正を行っていますので、<u>取下げは不要です</u>。 再度、被保険者証等の確認をお願いいたします。なお、誤っている場合は、次回請求する際 にレセプトに入力誤り等がないかご確認ください。